

長崎県消費者被害防止ネットワーク情報

警戒情報

長崎市消費者センターからの情報です。

配信日 平成24年4月25日

「2本1000円」のはずが42万円！物干し竿の移動販売で高額請求

今年2月にも注意喚起を行いました、再び物干し竿の移動販売で高額請求が相次いでいます。

〈事例1〉

Aさんは家の近所を「2本1000円」と言ってトラックで回っている竿竹屋を呼び止め注文した。業者はAさんの家の物干し台を見て、「使える状態ではない、全部変えないと」と言って台2つと支柱2本、竿を5本次々運び込み、42万円を請求した。Aさんは驚き、断ろうとしたが断りきれず、銀行まで連れて行かれておろした30万円を渡した。「残りは来月取りに来る」と業者は言い、領収書をくれず何度言っても会社名、連絡先を教えてもらえなかった。(70歳代 女性)

〈事例2〉

Bさんは「2本1000円」と言っている竿竹屋に声をかけた。業者はBさんの家のベランダに上がり、「2本1000円の竿はダメだ」と説明して料金表を見せたので、Bさんは1本3000円程度のステンレス製の竿を2本注文した。それをセットした後、業者は電卓をたたきながら6万5000円の請求をしたため、Bさんは驚き「お金がありません」と答えた。業者から「それなら6万円でもいい、すでに竿を切って長さを調節しているのでお金は払ってもらわない」と言われ、Bさんはたまたま手元にあったお金で支払ってしまった。領収書はもらえず、業者名もわからない。(70歳代 女性)

★消費者センターからのアドバイス

- 1 移動販売業者に声を掛けるのは慎重に！
- 2 購入前に価格を十分確認し、不要な場合ははっきり断る。
- 3 領収書や契約書がない、連絡先が分からなければ契約しない。

※おかしいなと思ったときは、すぐに最寄りの消費生活センター、または市町相談窓口にご相談ください。



★おかしいと思ったら一人で悩まず早めに相談を
長崎県消費生活センター 095-824-0999
[相談受付時間]平日(月曜日～金曜日)…午前9時～午後5時
(12時～13時を除く)

相談：市町の相談窓口や最寄りの警察署

長崎市消費者センター (095-829-1234)	五島市消費生活センター (0959-72-6144)
佐世保市消費生活センター (0956-22-2591)	雲仙市消費生活センター (0957-38-7830)
諫早市消費生活センター (0957-22-3113)	島原市消費生活センター (0957-62-9100)
大村市消費生活センター (0957-52-9999)	南島原市消費生活センター (0957-82-3010)
	他各市町相談窓口